

## 商品概要説明書

項 目	内 容
商 品 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>後見制度支援預金</li> </ul>
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、組合員および組合員となる資格を有する方。</li> <li>家庭裁判所にて後見開始の審判を受ける又は受けている方で、同家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方。</li> </ul> <p>※本商品は、被後見人名義での預金について、後見人の手続により取扱います。</p>
期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>定めはありません。</li> </ul>
預 入 (1)預入方法  (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき取扱いします。</li> <li>※口座開設および入金都度、「指示書」が必要となります。</li> <li>現金、小切手その他の証券類でお預け入れいただけます。</li> <li>1円以上</li> <li>1円</li> </ul>
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき取扱いします。</li> </ul>
利 息 (1)適用金利  (2)利払頻度 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎日の店頭表示の普通預金金利+0.05%の金利を適用します。(変動金利)</li> <li>年2回(3月・9月)、当組合所定の日元金に組み入れます。</li> <li>毎日の最終残高(証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます)1,000円以上について付利単位を100円とし、1年365日とする日割計算を行います。</li> </ul>
手 数 料	—
特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>この預金は、原則として、振込・振替による預金の受入や口座振替による支払請求を受けることはできません。ただし、身上監護等、日常的に必要な資金の定期定額支払が、家庭裁判所の発行する「指示書」により指定される場合は、成年後見人が別途管理する生活口座への振替に限り、定額自動振替サービスが利用できます。</li> <li>給与・年金などの自動受取口座、公共料金・各種料金などの自動支払口座としてはご利用いただけません。</li> <li>この預金は、マル優はご利用いただけません。</li> <li>総合口座としてのご利用はできません。</li> <li>インターネットバンキング等の各種付帯サービスはご利用いただけません。</li> <li>キャッシュカードはご利用いただけません。</li> <li>この預金の後見人の代理人による手続は組合が承認する場合に限り、「委任状」により行うことができます。</li> </ul>
中途解約時の取扱い	—

後見制度支援預金

項 目	内 容
税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人については分離課税 20%が適用されます。</li> <li>※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%)となります。</li> </ul>
金利情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>金利は当組合ホームページまたは窓口にてご確認ください。</li> </ul>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>この預金は、『後見制度支援預金規定』によりお取扱いいたします。</li> </ul>
預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</li> </ul>
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 〔銚子商工信用組合本部相談窓口〕 電話番号：0120-725-362 受付日：月曜日～金曜日(祝日および当組合の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続については、営業店店頭掲示ポスターをご覧ください。 ホームページ <a href="https://www.choshi-shoko.co.jp/">https://www.choshi-shoko.co.jp/</a></li> <li>紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記銚子商工信用組合本部相談窓口またはしんくみ相談所までお申し出ください。またお客様から上記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。 ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結びテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 〔一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所〕 電話番号：03-3567-2456 受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5</li> </ul>